

日野南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは豊かな未来に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自分の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見する。お互いを認め合い誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。そんな居場所を作ることで、いじめが発生する要因もなくなると考える。将来に向けた希望を失わせるいじめは、子どもの健やかな成長を阻害するものであり、深刻な影響を与えるものであるという認識をもたなければいけない。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

○校長・副校長・教務主任・児童支援専任・特別支援コーディネーター
養護教諭・担任・学年・（必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める）

②委員会の運営

○委員会を常設し、毎月職員会議終了後に構成員が集まり、いじめの状況について検証、支援方法を確認する。情報提供したほうがよいという時には全職員に共有する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、支援方法を話し合う。

○校長等の責任者は、学校としての組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童指導及び保護者に通知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（『疑い』を含む。）を察知した場合には情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童指導に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画の基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・学校のスローガン〈大空の心をもち 自分をつくる日野南っ子〉の実現
- ・自己有用感の醸成（YPアセスメントシートによる「横浜プログラムの活用」）
- ・わかる授業の確立（重点研究 メンター研修 ユニバーサルデザインの視点に立った授業 学習課題の明確化 掲示物の活用 学習の振り返り等）
- ・特別支援教育（取り出し学習）
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・子どもの現状を知りクラスでの様子を把握、個に応じた適切な支援
- ・居場所のあるクラスづくり
- ・1年生からいじめの定義を指導（担任や一部の職員で抱え込まない）
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成

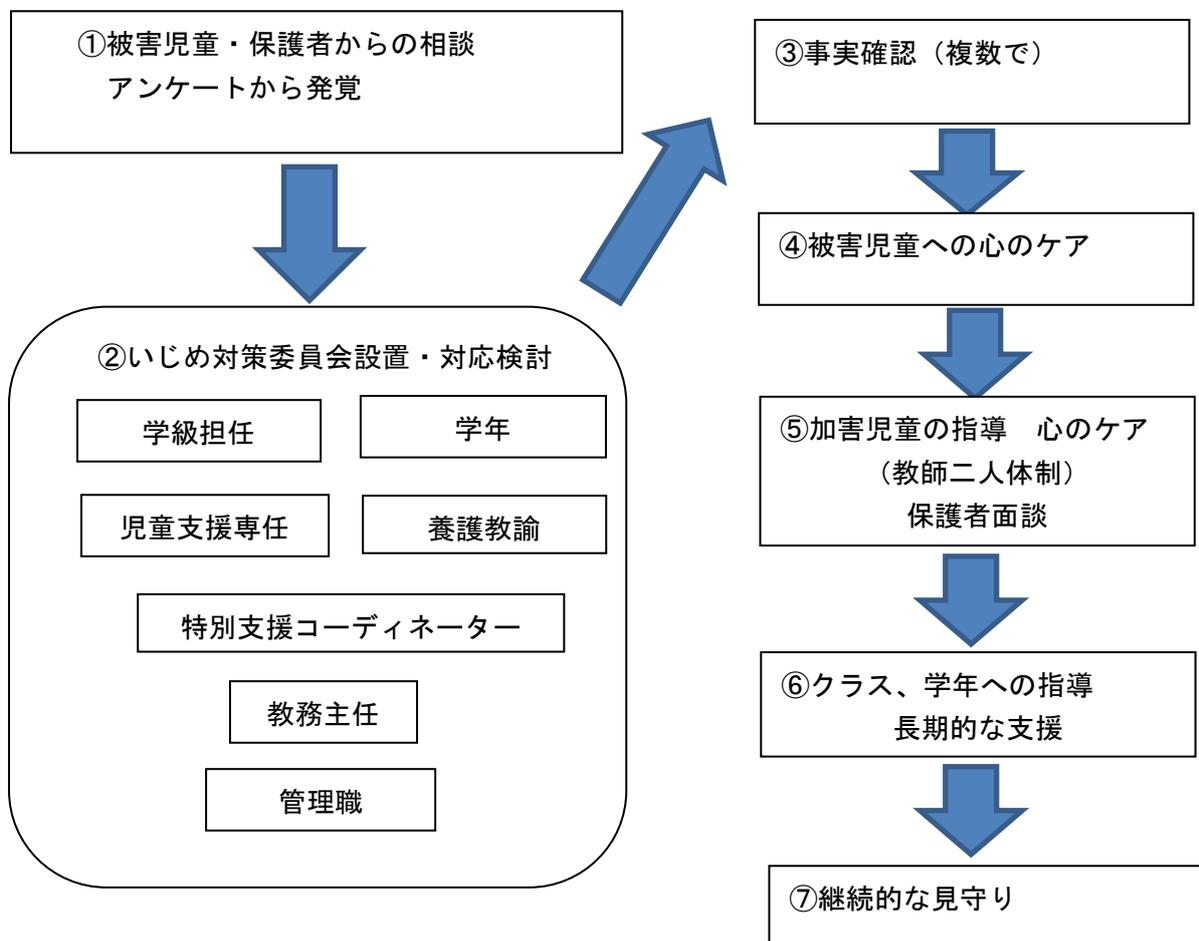
☆どんな理由があっても、やりかえさない（人を傷つけない）→学校全体の約束

②いじめの早期発見

- ・ いじめを見逃さないための体制強化
- ・ いじめの定義理解を含む教職員の資質向上
- ・ 定期的な教育相談の充実
- ・ 定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・ 保護者、地域、関係諸機関との連携
- ・ 何でも言えるクラスづくり
- ・ 休み時間の子どもの様子の把握
- ・ 友達の様子を見て気づいたことがあったら大人に知らせる
- ・ 専科との連携

③いじめに対する措置

- ・ いじめ事案に対して、中心となり組織的に取り組む
- ・ いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定などの組織的な対応と記録
- ・ 被害児童生徒の児童・保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援
- ・ 関係機関との連携強化（学校カウンセラー等）
- ・ 保護者の協力・信頼確立、警察署等関係機関との連携



④いじめの解消

○いじめが「解消している」状態とは次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

児童生徒の心理や行為・行動の背景にある子ども同士の間関係をとらえるための児童指導理解研修・人権教育研修の推進

⑥学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む

⑦取り組みの年間計画

毎月15日にクラスの実態に合わせて「横浜プログラム」を実施

- 4月・職員研修（全職員で学校の考え方を確認 YPアセスメントについての理解）
 - ・学年懇談会（いじめ対応について保護者と学校の共通理解をはかる）
- 5月・前期の児童への生活、いじめアンケートの実施
 - ・家庭訪問
- 6月・アンケート（YPアセスメントシート作成）
- 7月・個人面談
 - ・地区懇談会、
 - ・職員研修（特別支援研修・児童指導理解研修）
- 8月・横浜子ども会議
- 9月・懇談会
- 10月・懇談会
 - ・後期の児童への生活、いじめアンケートの実施
 - ・CAP研修（4年）
 - ・防犯寺子屋（1・6年）
 - ・アンケート（YPアセスメントシート作成）
 - ・携帯電話のマナーについて（6年）
 - ・学・家・地連
- 12月・人権週間の取り組み
 - （人権会議「横浜子ども会議」を受けて ・人権キャラバン）
 - ・人権集会
- 1月・懇談会

2月・学校運営協議会

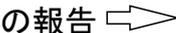
3月・年間の振り返り・新年度への引き継ぎ

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 発生の報告

- 重大事態の報告  直ちに教育委員会に報告
- 重大事態の調査  「いじめ防止対策委員会」を中心にして直ちに対処
- 児童・保護者への報告  いじめを受けた児童や保護者
いじめをした児童や保護者に対して、明らかになったことを必ず報告

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- 文書、学校ホームページで保護者や地域に周知
- 必要に応じて、学校基本方針を改定し、あらためて公表